

文京区訓令第十四号

庁 中 一 般
事 業 所
事 務 局

職場におけるハラスメントの防止に関する規程（平成十一年三月文京区訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月一日

文京区長 成 澤 廣 修

第五条第二項中「ただし、」を削り、同条第三項及び第六条第四項中「子ども家庭部子育て支援課子育て支援係長」を「子ども未来部子ども若者政策課子ども若者総務係長」に改める。